

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）に関するパブリックコメントの結果について

「洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）につきまして、ご意見をいただき誠にありがとうございました。パブリックコメントの実施結果及び意見に対する町の考え方は次のとおりです。

○パブリックコメントの結果

■実施期間 平成26年10月23日（木）から11月21日（金）までの30日間

■提出された意見 1件

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）に対する 意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要	考え方
「指導員に対する継続的な研修制度の整備と明確化を望みます。」指導員の要件については条例（案）に示されていますが、教育の現場、子供を取り巻く環境についてはずっと同じということはありません。指導員に対しても定期的な研修の機会が必要と考えます。そしてどのような研修制度、内容なのか、町民にわかるように明示してほしいと望みます。また、指導員の数については児童数に対しての定数があると思いますが、支援学級など特別な配慮が必要な児童が在籍する場合はどうするのか対応を明確にしてほしいです。	現行の研修制度においては、北海道教育委員会と北海道の主催により実施されており、洞爺湖町においても毎年数名の指導員を派遣し、研修を受講しております。研修内容としましては、講義、演習、内容別選択演習、情報交換として子供の活動の場や現状と課題など現場における指導員の役割として求められる育成・支援の向上を図ったものとなっております。平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度における研修においても北海道が実施することとなっております、その内容についての詳細は現時点では確認できませんが、児童クラブの運営に必要な知識・技能の習得のため今後も研修制度を活用し、保護者の皆さんが安心して子育てと就労の両立を行い、児童の健全な育成を図るよう努めてまいります。 支援学級など特別な配慮が必要な児童が在籍する場合の対応については、新たに国から示された職員に関する基準等を踏まえて、状況に応じた指導員の配置に取り組んでまいります。